

松井 和彦

高等司法研究科・教授

【研究】

第1に、従来から取り組んでいる不安の抗弁権に関し、近時の債権法改正による影響について研究を開始した。今回の民法改正では、不安の抗弁権に関する規定の新設が見送られたが、解釈論としては承認されており、債務不履行や契約解除に関する規定が大きく変更されることにより、不安の抗弁権論にどのような影響が生じるのかという問題はなお残る。検討対象として十分な意義を有すると考えるところである。

第2に、民法改正が大詰めを迎え、改正法に関する解説、書籍の出版、改訂に関する企画が複数進行している。公表に至ったのは、『民法判例百選Ⅱ 債権』掲載の判例評釈のみであるが、改正法に関する研究に本格的に取り組み始めた。

【教育】

第1学期は、高等司法研究科「民法基礎2」、「導入演習」を担当した。前者については、学生アンケートにおいて高く評価され、優秀教員として表彰を受けた。後者についても、まずまずの評価であった。第2学期は、高等司法研究科「民法応用4」、法学研究科「民法の基礎」、「総合演習」を担当した。後者では、債権法改正作業について検討を行い、充実した議論を行うことができた。

また、法学研究科において1人の大学院生（博士前期課程）の論文指導を行った。

【管理運営】

高等司法研究科の部内委員として、教務委員、FD・教育企画委員、学生支援室委員、学習サポート担当会議委員を務めた。

また、全学の委員として、学生生活委員、情報公開・個人情報保護委員、個人情報管理委員を務めた。

【社会貢献】

①平成26年12月に、大阪司法書士会主催の債権法改正に関する研修会（シンポジウム）に参加し、報告を行った。

②平成26年10月に、日本私法学会理事に就任した。

【特記事項】

民法人事に関して多くの時間を費やし、優れた人材の獲得に努めた。